平成２４年（フ）第１３２２２号
千葉県流山市東初石３丁目111―28―209
債務者　河津　順子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２２３号
千葉県市川市田尻４丁目８―９
債務者　佐々木和美（旧姓鵜・松脇）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２４１号
埼玉県ふじみ野市鶴ケ岡５丁目５―１―614
債務者　仲田　　彩（旧姓藤田）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２４２号
東京都板橋区大山町16―３―A606
債務者　澤登　美保
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２４３号
東京都墨田区吾妻橋２丁目９―７―８
債務者　谷　美智子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２４４号
東京都足立区南花畑３丁目34―17
債務者　田代　由香
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２４５号
千葉県茂原市八千代１丁目16―６
債務者　三浦千代子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２４６号
東京都昭島市田中町１丁目18―１　メゾンボヌールB101
債務者　森下　良輔
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２４９号
東京都渋谷区笹塚２丁目35―６―207
債務者　小路口裕平
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２６１号
神奈川県横浜市青葉区田奈町44―18―203
債務者　上寺多美子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２６４号
東京都北区田端新町１丁目24―２―503
債務者　平　奈津子
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２７５号
東京都品川区大井６丁目４―４　リプロン大井町６―202
債務者　河合　龍彦
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３２９３号
東京都中央区佃１丁目10―11―205
債務者　飯冨喜美子（旧姓高塚）
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３０１号
東京都足立区千住関屋町17―42―611
債務者　羽喰　利樹
1　決定年月日時　平成24年11月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３０４号
東京都足立区千住桜木２丁目７―12―402
債務者　武中　順子（旧姓菰田・岡松）
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第１３３０７号
東京都八王子市打越町1286―３　コーポ後藤第２―101
債務者　大竹　康一
1　決定年月日時　平成24年11月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月22日まで
5　免責審尋期日　平成25年１月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部